

## 選挙人名簿抄本及び在外選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表について

公職選挙法第 28 条の 2、第 28 条の 3 及び第 28 条の 4（第 30 条の 12 で準用する場合を含む）による選挙人名簿抄本及び在外選挙人名簿抄本の閲覧について、令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの期間は申出がありませんでした。

令和 6 年 4 月 19 日

横浜市緑区選挙管理委員会

委員長 内 田 稔